プロジェクト　収益認識に関する包括的な会計基準の開発
項目　会計基準の名称の検討

本資料の目的

1. 本資料では、開発する日本基準の名称について審議を行うことを目的としている。

これまでの審議で聞かれた意見

2. これまでの審議において、会計基準の名称を、「収益認識に関する会計基準」と記載していた。これについて、これまでの審議において、「開発する日本基準の名称については、収益という概念はさまざまなものを含むため、IFRS のように「顧客との契約から生じる収益」などの限定的な表現にすることが考えられるのではないか。」との意見が聞かれている。

会計基準の名称に対する分析

3. 会計基準の名称については、以下が考えられる。

   (1) 「収益認識に関する会計基準」という名称としたうえで、開発する日本基準の範囲において、会計基準が顧客との契約から生じる収益に関する会計処理及び開示に適用されることを記載する。

   (2) 「顧客との契約から生じる収益に関する会計基準」とする。

4. 従来の日本基準では、会計基準の名称は簡潔なものとされており[1]、その観点からは前項(1)の名称が親和的である。一方、会計基準の範囲の記載に合わせるのであれば、前項(2)の名称が考えられる。

事務局の提案

5. 従来の日本基準との比較から第 3 項(1)としてはどうか。

[1] 例えば、「企業結合に関する会計基準」、「固定資産の減損に係る会計基準」、「リース取引に関する会計基準」、「研究開発費等に係る会計基準」、「退職給付に関する会計基準」、「工事契約に関する会計基準」、「税効果会計に係る会計基準」、「関連当事者の開示に関する会計基準」などがある。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

第 76 回専門委員会（2017 年 1 月 17 日開催）で聞かれた主な意見

- 従来の日本基準では、名称を簡潔なものとしたうえで、その範囲について会計基準で定めていることから、開発する日本基準の名称は、「収益認識に関する会計基準」とする事務局の提案に賛成する。
- より簡潔に「収益に関する会計基準」とする案もあるのではないか。
- 実務でも用いられている「売上収益」という用語を使用し、「売上収益に関する会計基準」とする案もあるのではないか。
- 「収益認識に関する会計基準」という名称とする場合、「収益」の定義を行わないとしても、IFRS 第 15 号の中心となる原則[2]を会計基準に明記して、収益を認識する基本的な考えを説明することが考えられるのではないか。

ディスカッション・ポイント
会計基準の名称に関する事務局の分析及び提案について、ご意見を頂きたい。

以　上

[2] IFRS 第 15 号の「はじめに」の「主な特徴」（IN7 項）において、以下の記載がある。
「IFRS 第 15 号の中心となる原則は、企業が収益の認識を、約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスとの交換で権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写するように行わなければならないとするものである。」

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。